

令和2年7月1日

▼タイトル

「道路異常等通報システム」の運用を開始しました！！
～道路の異常箇所を教えてください～

1. 導入の目的

本市が管理する市道の延長は約761kmあります。この市道の安全な通行を確保するために、道路の異常を早期に発見し、対応することができるように、市民の皆様からスマートフォンアプリを通して、情報提供（投稿）いただく「道路異常等通報システム」を導入しました。

2. 投稿いただきたい内容 ー市道の異常箇所ー

- ・穴ぼこ、陥没、段差、ひび割れ
- ・側溝（ふた）の損傷
- ・ガードレール等の損傷
- ・マンホールの段差
- ・街路樹の異常

3. 利用方法

利用者がスマホにアプリをインストールし、道路の異常箇所の写真を撮影し、投稿していただきます。

市は投稿いただいた写真から道路の損傷具合や位置情報を確認し、対応内容等を決定し、アプリで報告します。

※アプリのインストールや利用方法を示した「操作手順書」（別添参照）は、高島市役所土木課や市内各支所に設置します。また、高島市ホームページでご確認いただくことができます。

4. 利用時間

投稿は24時間365日可能としますが、市の対応は基本、開庁時間内（月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分。祝日、年始年末を除く）とします。

ただし、緊急を要する場合は、電話による通報とし、アプリ内に緊急連絡先を表示します。

▼問い合わせ先

- 所 属：高島市都市整備部 土木課
- 担 当：中 村
- 電話 番号：25-8570
- ファックス：25-8518